平成１７年（フ）第１６９５号
熊本県阿蘇市一の宮町坂梨810番地
破産者　古閑建設株式会社
異議申述期間　平成24年11月８日まで
平成24年９月20日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１０８号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折1846番地
破産者　田村　英俊
異議申述期間　平成24年11月21日まで
平成24年９月21日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可決定

平成２４年（フ）第４４号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺2346番地47
破産者　小柳　久志
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第４５号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺2346番地47
破産者　小柳　涼子
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０４３号
東京都港区麻布十番１丁目７番１号
清算株式会社　株式会社ＫＯＢＵＮＯ
代表清算人　オルソン・マイケル・デイビッド
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１００１号
山形県上山市弁天１丁目12番11号
清算株式会社　株式会社エムエイチコーポレーション
１　決定年月日　平成24年９月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（ヒ）第２０３１号
東京都中央区日本橋箱崎町42番１号
清算株式会社　エルエイチ株式会社
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第１１号
福井県あわら市二面68号１番地
清算株式会社　株式会社芝政
代表者代表清算人　前川　政人
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が生じ、又は発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者の協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
福井地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
群馬県伊勢崎市粕川町1835番地１
再生債務者　株式会社グンゴー
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月17日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年11月16日から平成24年11月26日まで
前橋地方裁判所民事部

平成２４年（再）第２号
山梨県甲府市下曽根町3400番地９
再生債務者　株式会社甲信不二フード
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月19日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年11月27日から平成24年12月４日まで
甲府地方裁判所民事部

再生手続開始及び管理命令

平成２４年（再）第８９号
大分市金池町３丁目３番11号　金池ＭＧビル２階
再生債務者　株式会社さとうベネック
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後７時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
再生債務者について管財人による管理を命ずる。
３　管財人　東京都中央区日本橋３丁目３番４号　永沢ビル５階　永沢総合法律事務所　弁護士　永沢　　徹
４　再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
５　再生債権の届出期間　平成24年11月９日まで
６　再生債権の一般調査期間　平成24年12月17日から平成24年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２４年（再）第７９号
香川県丸亀市港町147番地13
再生債務者　株式会社フード・リサーチ
決定の要旨　平成24年９月６日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成24年９月18日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第６４号
山梨県甲斐市牛句3859番地
再生債務者　株式会社昇仙峡カントリークラブ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式253万8270株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金１億円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　普通株式3800株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画の認可決定確定から１か月
８　増加する資本金の額　金9500万円
９　増加する資本準備金の額　金9500万円
平成24年９月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第６９号
静岡県沼津市大岡1562番地の１
再生債務者　株式会社アーバンシティー
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済株式（４万2550株）のうち既に取得している自己株式3000株を除く３万9550株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、５～９の規定に従い最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
３　減少する資本金の額　金2127万5000円（資本金の額全て）
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、５～９の規定に従い最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
５　募集株式の数　普通株式600株
６　募集株式の払込金額　１株当たり金５万円（総額金3000万円）
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定日から１か月以内
８　増加する資本金の額　金1500万円
９　増加する資本準備金の額　金1500万円
平成24年９月18日
東京地方裁判所民事第20部